

意見書案第13号

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

## 国家情報会議設置法の廃止を求める意見書

政府による情報活動の強化に向け、安全保障の確保、テロの発生防止、外国のスパイ活動への対処等といった重要事項を調査審議する国家情報会議及び国家情報会議の事務局として情報の収集や分析を担う国家情報局を設置する国家情報会議設置法が本年5月27日に参議院本会議で可決成立した。

同法は、内閣官房長官が議長を務める内閣情報会議を首相が議長を務める国家情報会議に、内閣情報調査室を国家情報局にそれぞれ格上げするとともに、司令塔機能の強化として、国家情報会議に外務省、防衛省、警察庁、公安調査庁等の情報機関に対する総合調整権を付与し、情報機関からの情報提供等を義務付けるとしているが、国民監視や人権侵害への危険性から国民の不安が広がっている。

本年4月17日の衆議院内閣委員会においても、高市首相は、デモなどの市民活動の参加のみを理由として、市民が調査の対象になることは想定し難いと答弁したものの、明確な否定はしておらず、情報収集の範囲が不明確なままでは、権力の過度な介入と恣意的な運用を許すこととなり、国家情報局が時の政権に政治利用される懸念があるため、同法に収集対象になる情報や市民活動について規定し、政治権力に歯止めを掛ける必要がある。

過去には、警察が市民の個人情報をも民間企業に提供した大垣警察市民監視事件で収集情報の抹消を命じた名古屋高裁判決、自衛隊情報保全隊による市民活動の監視・情報収集をプライバシー侵害と認定した仙台高裁判決、公安調査庁が元同庁職員を24時間体制で監視・尾行した人権侵害を違法とした東京高裁判決など、警察、防衛省及び公安調査庁による情報収集を違法とした確定判決があり、違法な国民監視に反省も謝罪もない政府の情報機関に対して、国民による監視や民主的規制こそ必要であるが、同法は、国会や第三者機関によるチェックの仕組みさえ盛り込まれておらず、違法な国民監視事件が繰り返される恐れがある。

よって、国におかれては、国民監視や人権侵害の危険がある国家情報会議設置法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
内閣官房長官